

# TRAFFIC LIGHT PROTOCOL (TLP)

## FIRST Standards Definitions and Usage Guidance — Version 1.0 日本語版

トラフィックライトプロトコル(TLP)  
FIRSTによる定義と利用ガイドライン Version 1.0 日本語版

### 1. はじめに

- a. トラフィックライトプロトコル(TLP)は、情報共有の促進を目的に作られた。TLP は機密情報を確実に適切な組織または人に共有するために使われる一連の標示である。情報の受信者に求められる情報共有の境界を示すために 4 つの色を用いる。TLP は 4 色のみで示し、FIRST はこの規格に掲載のない、いかなる標示も有効としない。
- b. TLP は、いつ、どのように機密情報が共有されるべきかをシンプルかつ直感的に示し、より高頻度かつ効果的な連携を円滑にするための仕組みである。TLP は管理標示や、機密度の区分をするものではない。TLP は情報のライセンス期間、取扱いや暗号化の規定、情報がもたらす行動や、使用する機器について制限を定めるために作られたものではない。TLP の区分とその定義は、いかなる地域の情報の自由や情報公開法に影響をもたらすことを意図したものではない。
- c. TLP は導入しやすいこと、読みやすいこと、そして人から人の情報共有を容易にすることに最適化されている。自動化された情報共有にも利用しても差し支えないが、それに最適化されたものではない。
- d. TLP はチャタムハウスルールとは異なる(チャタムハウスルール下では、参加者は会議中に得た情報を自由に引用することができるが、その発言者や他の参加者を特定する情報を伏せる)が、情報共有においては、関係者が適切と判断した場合に併用しても差し支えない。
- e. 情報の発信者は、受信者が TLP 情報を理解し、TLP 情報共有ガイダンスに従うことを確実にする責任を持つ。
- f. 情報の受信者は、TLP の指定より広い範囲にその情報を共有する必要がある場合は、発信者の明示的な許可を得なければならない。

### 2. 利用方法

- a. 電子メールにおける TLP の利用  
TLP を指定する電子メールのやりとりにおいては、情報自体の記述に先立って、まず件名と本文に TLP の色情報を表記すること。TLP の色情報はアルファベット大文字で表記すること。例：TLP:RED、TLP:AMBER、TLP:GREEN、TLP:WHITE

## b. 文書における TLP の利用

TLP を指定する文書においては、各ページのヘッダとフッタに TLP の色情報を表記すること。既存の管理標示体系との混乱を避けるため、TLP 情報は右に寄せて表記することを推奨する。TLP の色情報は、アルファベット大文字かつ 12 ポイントかそれ以上の大きさの文字で表記すること。

### ■ RGB:

TLP:RED : R=255, G=0, B=51, background: R=0, G=0, B=0

TLP:AMBER : R=255, G=192, B=0, background: R=0, G=0, B=0

TLP:GREEN : R=51, G=255, B=0, background: R=0, G=0, B=0

TLP:WHITE : R=255, G=255, B=255, background: R=0, G=0, B=0

### ■ CMYK:

TLP:RED : C=0, M=100, Y=79, K=0, background: C=0, M=0, Y=0, K=100

TLP:AMBER : C=0, M=25, Y=100, K=0, background: C=0, M=0, Y=0, K=100

TLP:GREEN : C=79, M=0, Y=100, K=0, background: C=0, M=0, Y=0, K=100

TLP:WHITE : C=0, M=0, Y=0, K=0, background: C=0, M=0, Y=0, K=100

**TLP:RED****TLP:AMBER****TLP:GREEN****TLP:WHITE**

## 3. TLP の定義

### a. **TLP:RED** = 公開不可、関係者限定

対象となる情報が第三者の手に渡ることによって効果的に作用しない場合、そしてその情報の誤用により関係者のプライバシー、評判、運用に影響を及ぼす可能性がある場合には、情報の発信者は **TLP:RED** を適用できる。情報の受信者は、**TLP:RED** の情報を情報が初めて公開された会議・会話に含まれない、いかなる第三者とも共有してはならない。例えば会議を想定すると、**TLP:RED** の情報は会議に実際に参加した者のみに限られる。多くの状況下では **TLP:RED** の情報交換は口頭か直接会って行われるべきである。

### b. **TLP:AMBER** = 限定公開、関係者が所属する組織内で共有可能

対象となる情報が効果的に作用するために当事者以外の支援を必要とするが、関係者でない組織に共有されると関係者のプライバシー、評判、運用にリスクが伴う場合には、情報の発信者は **TLP:AMBER** を適用できる。情報の受信者は、**TLP:AMBER** の情報を関係者が所属する組織の構成員、および自組織を保護したりさらなる被害を防止したりするために情報を必要とするクライアントや顧客のみに共有できる。情報の発信者は、対象とする公開範囲の制限を自由に指定できる。この指定された公開範囲は遵守されなくてはならない。

### c. **TLP:GREEN** = 限定公開、コミュニティ内で共有可能

対象となる情報が、すべての参加組織に加えて広範囲のコミュニティやセクターから認知されることが有用な場合には、情報の発信者は **TLP:GREEN** を適用できる。情報の受信者は、**TLP:GREEN** の情報を自組織の構成員およびコミュニティやセクター内のパートナー組織に共有してもよいが、誰もがアクセス可能な手段を介してはならない。このカテゴリ内の情報は特定のコミュニティ内に限れば広く閲覧可能である。**TLP:GREEN** 情報はコミュニティ外に公表してはならない。

### d. **TLP:WHITE** = 制限なく共有可能

対象となる情報が誤用されるリスクが最小限または想定されない場合に、一般公開に適用される規定と手順に従って **TLP:WHITE** を適用する。標準的な著作権保護の規定に則り、**TLP:WHITE** の情報は制限なく配布可能である。

備考:

1. 本文書における、“should”および“must”の定義は、RFC-2119 に準じる。

2. ご意見等あれば、次の電子メールアドレスにお寄せください。（訳注: 英語）[tlp-sig@first.org](mailto:tlp-sig@first.org)